

議案第 2 号

君津市行政不服審査法施行条例の制定について

君津市行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

全部改正された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき新たに設置する君津市行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(弁明書に添付する書面)

第2条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 君津市行政手続条例（平成8年君津市条例第22号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 君津市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律の規定において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料の額は、写し1枚につき10円（多色刷のものにあつては、50円）とする。

2 手数料は、写しの交付を行う際に徴収する。

3 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を免除することができる。

(審査会の組織)

第4条 法第81条第1項に基づき設置する君津市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って公開することができる。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。